

(19)日本国特許庁(JP)

## (12)登録実用新案公報(U)

(11)登録番号  
実用新案登録第3238277号  
(U3238277)

(45)発行日 令和4年7月13日(2022.7.13)

(24)登録日 令和4年7月5日(2022.7.5)

(51)国際特許分類 F I  
A 0 1 M 29/32 (2011.01) A 0 1 M 29/32

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全10頁)

(21)出願番号	実願2022-1576(U2022-1576)	(73)実用新案権者	522192252 清水 豊 神奈川県茅ヶ崎市堤102-18
(22)出願日	令和4年5月15日(2022.5.15)	(74)代理人	100106378 弁理士 宮川 宏一
		(72)考案者	清水 豊 神奈川県茅ヶ崎市堤102-18

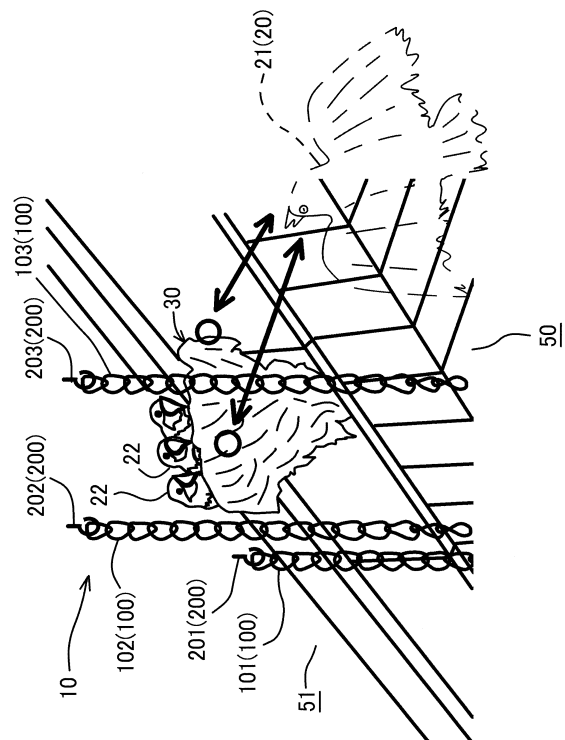
(54)【考案の名称】 ツバメの巣のカラス接近防止具

(57)【要約】 (修正有)

【課題】ツバメが巣作りを終えた後に卵を産んでヒナを育て、ヒナが巣立つまでカラスの襲来を防ぐツバメの巣のカラス接近防止具を提供する。

【解決手段】カラスの頭から足先までの高さに対応する長さ以上の第1の長さを有する複数本の金属製の鎖100と、ツバメの巣の周囲の所定位置に鎖をそれぞれ下面から吊り下げ固定する固定具200と、鎖のそれぞれとツバメの巣の周囲との間の水平方向の距離がツバメの親鳥のくちばしから尻尾までの距離よりも長くカラスのくちばしから尻尾までの距離よりも短くなるように鎖を吊り下げる第1の位置決めゲージと、隣接する鎖同士の間隔が、ツバメの親鳥が羽根をぶつげずにツバメの巣とその周囲の鎖の吊り下げ部分との間を出入りできると共に、ツバメの巣にカラスが近づこうとする際に複数本の鎖の何れか1本がカラスの羽根にあたるように鎖を吊り下げる第2の位置決めゲージを有する。

【選択図】図2



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

一戸建ての軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に作られたツバメの巣にカラスが接近するのを阻止するツバメの巣のカラス接近防止具であって、

少なくともカラスの頭から足先までの高さに相当する長さ以上の第 1 の長さを有する複数本の金属製の鎖と、

前記複数本の金属製の鎖の上端を一戸建ての軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面であってツバメの巣の周囲の所定位置に前記複数本の金属製の鎖をそれぞれ前記下面から吊り下げるように固定するための固定具と、

前記複数本の金属製の鎖のそれぞれと前記ツバメの巣の周囲との間の水平方向の距離がツバメの親鳥のくちばしから尻尾までの距離よりも長くかつカラスのくちばしから尻尾までの距離よりも短い第 1 の間隔となるように前記下面から前記金属製の鎖を吊り下げるべく前記固定具の取付け位置を前記下面に位置決めするために使用する第 1 の位置決めゲージと、

前記複数本の金属製の鎖のうち隣接する鎖同士の間隔が、前記ツバメの親鳥が羽根をぶつけない前記ツバメの巣とその周囲の鎖の吊り下げ部分との間を出入りできると共に、前記ツバメの巣にカラスが近づこうとする際に前記複数本の鎖の少なくとも何れか 1 本がカラスの羽根にあたって当該カラスのそれ以上のツバメの巣への接近を阻止する第 2 の間隔となるように前記下面から前記金属製の鎖を吊り下げるべく前記固定具の取付け位置を前記下面に位置決めするために使用する第 2 の位置決めゲージを有することで、

前記下面に作られたツバメの巣にカラスが接近するのを阻止すると共に、これによってツバメの巣の中にある孵化する前の卵や孵化した後のツバメの雛鶏がカラスに捕食されるのを防止するツバメの巣にカラスが接近するのを阻止することを特徴とするツバメの巣のカラス接近防止具。

## 【請求項 2】

前記第 1 の間隔は 30 cm ~ 70 cm の範囲内となっており、前記第 2 の間隔は 30 cm ~ 70 cm の範囲内となっており、前記第 1 の長さである金属製の鎖の長さは 30 cm ~ 100 cm の範囲内となっており、前記金属製の鎖の幅については、1 cm ~ 2 cm の範囲内となっていることを特徴とする請求項 1 に記載のツバメの巣のカラス接近防止具。

## 【請求項 3】

前記第 1 の長さは 50 cm となるように各金属製の鎖の長さが定められ、前記第 1 の間隔及び第 2 の間隔は 45 cm となるように前記第 1 の位置決めゲージ及び第 2 の位置決めゲージの長さが定められていることを特徴とする請求項 2 に記載のツバメの巣のカラス接近防止具。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は、ツバメが巣作りを終えた後に卵を産んでヒナを育て、ヒナが育つ間に外敵のカラスからの襲来を防ぐのに非常に役立つツバメの巣のカラス接近防止具に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

ツバメは、春の訪れとともに日本へやって来る渡り鳥であり、晩夏の時期になると親鳥と親鳥が産んで育てた若鳥と共に越冬のために南方に渡っていく。そして、この間に人の居住地域では、マンションのベランダの上層階における張り出し部分の下側やバルコニーの上側の庇の部分の下側、一戸建ての住宅では玄関等の軒先の下側において特に人の出入りする部分に巣作りを行い、卵を産んで温めて孵化させた後、ヒナを若鳥として自由に飛び回れるまで育てることが多い。

## 【0003】

一方、近年のわが国の急速に進みつつある高齢化社会においては、定年後に家で一日を過

10

20

30

40

50

ごす人々の割合が増えている。そのため、ツバメが到来して鳴きながら巣作りを始めると、日中過ごす時間の多い上述のような人たちはそれを聞いたり見たりして春の訪れを実感することができる。

【0004】

その上、ツバメは巣を作ってその年に大抵2回に亘って卵を産んでヒナを育て若鳥として育てるのが通常であるため、ツバメの巣ができるとツバメのヒナの可愛い鳴き声を春から夏を通して自然のBGMとして単調な生活に安らぎや彩を居住者にもたらすことができる。また、居住者にとって、新たな命の誕生とそれが若鳥に育っていく過程を身近に見たり感じたりすることは、生命の誕生と成長を身近で体感することとなり、気分的に若返り単調な日々の生活に潤いを与え、精神衛生上非常に好ましいと言える。

10

【0005】

しかしながら、問題なのはこのようなツバメの巣ができて親鳥が卵を産んで温めたりヒナを育てたりするにあたって、親鳥は自らの餌探しやヒナの餌探しのためにツバメの巣を離れてこれらの餌を探しに行かなければならない。このように親鳥がいなくなった時のツバメの巣に卵やヒナだけが残された状態になると、カラスが好物の餌として接近してきて卵を食べたりヒナを捕獲したりしてしまう。

【0006】

なお、カラスよけとしてカラスネットやその他のものが既に知られている（例えば特許文献1及び特許文献2参照）。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2021-104883号公報

【特許文献2】特開平08-228656号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0008】

特許文献1に記載されたカラスネットでは、上述したような場所にできたツバメの巣をこのネットで覆ってカラスから保護しようとする、ツバメの親鳥の巣からの出入りができなくなって卵の孵化やヒナの生育ができなくなってしまう。

30

【0009】

また、特許文献2に記載されたカラスよけマットでは、ツバメの巣の周囲に設置してもカラスはツバメの巣に足をかけてしまいカラスよけとしての効果を生じさせることができない。

【0010】

そのため、カラスよけの有効な対策がないままツバメの巣をそのままにしておくと、居住者にとって日々の生活に潤いを与えるはずのツバメの巣が逆に不快の鳴き声のカラスを積極的に呼び寄せてしまう。これに伴って、せっかくツバメの卵の孵化やヒナの成長を楽しみにしているのに、カラスの襲来によりこの楽しみが一気に奪われてしまい、逆に大きなストレスを感じて和やかな日々の生活が一転して暗澹たるものになってしまう。

40

【0011】

本考案の目的は、ツバメが巣作りを終えた後に卵を産んでヒナを育て、ヒナが育って巣立ちするまでの間に外敵のカラスからの襲来を防ぐのに非常に役立つツバメの巣のカラス接近防止具を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

上述した課題を解決するために、本考案に係るツバメの巣のカラス接近防止具は、一戸建ての軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に作られたツバメの巣にカラスが接近するのを阻止するツバメの巣のカラス接近防止具であって、

50

少なくともカラスの頭から足先までの高さに相当する長さ以上の第 1 の長さを有する複数本の金属製の鎖と、

前記複数本の金属製の鎖の上端を一戸建ての軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面であってツバメの巣の周囲の所定位置に前記複数本の金属製の鎖をそれぞれ前記下面から吊り下げるように固定するための固定具と、

前記複数本の金属製の鎖のそれぞれと前記ツバメの巣の周囲との間の水平方向の距離が概ねツバメの親鳥のくちばしから尻尾までの距離よりも長くかつカラスのくちばしから尻尾までの距離よりも短い第 1 の間隔となるように前記下面から前記金属製の鎖を吊り下げるべく前記固定具の取付け位置を前記下面に位置決めするために使用する第 1 の位置決めゲージと、

前記複数本の金属製の鎖のうち隣接する鎖同士の間隔が、前記ツバメの親鳥が羽根をぶつけない前記ツバメの巣とその周囲の鎖の吊り下げ部分との間を出入りできると共に、前記ツバメの巣にカラスが近づこうとする際に前記複数本の鎖の少なくとも何れか 1 本がカラスの羽根にあたって当該カラスのそれ以上のツバメの巣への接近を阻止する第 2 の間隔となるように前記下面から前記金属製の鎖を吊り下げるべく前記固定具の取付け位置を前記下面に位置決めするために使用する第 2 の位置決めゲージを有することで、

前記下面に作られたツバメの巣にカラスが接近するのを阻止すると共に、これによってツバメの巣の中にある孵化する前の卵や孵化した後のツバメの雛鶏がカラスに捕食されるのを防止するツバメの巣にカラスが接近するのを阻止することを特徴としている。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 3 】

また、本考案の請求項 2 に係るツバメの巣のカラス接近防止具は、請求項 1 に係るツバメの巣のカラス接近防止具において、

前記第 1 の間隔は 3 0 c m ~ 7 0 c m の範囲内となっており、前記第 2 の間隔は 3 0 c m ~ 7 0 c m の範囲内となっており、前記第 1 の長さである金属製の鎖の長さは 3 0 c m ~ 1 0 0 c m の範囲内となっており、前記金属製の鎖の幅については、1 c m ~ 2 c m の範囲内となっていることを特徴としている。

【 0 0 1 4 】

また、本考案の請求項 3 に係るツバメの巣のカラス接近防止具は、請求項 2 に係るツバメの巣のカラス接近防止具において、

前記第 1 の長さは 5 0 c m となるように各金属製の鎖の長さが定められ、前記第 1 の間隔  $L a = 4 5 c m$  及び第 2 の間隔は  $L b = 4 5 c m$  となるように前記第 1 の位置決めゲージ及び第 2 の位置決めゲージの長さが定められていることを特徴としている。

【考案の効果】

【 0 0 1 5 】

本考案によると、ツバメが巣作りを終えた後に卵を産んでヒナを育て、ヒナが育つ間に外敵のカラスからの襲来を防ぐのに非常に役立つツバメの巣のカラス接近防止具を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 6 】

【図 1】一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に作られたツバメの巣を建物の室内から出た側から見た斜視図である。

【図 2】図 1 に示したツバメの巣の周囲に本実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具を取り付けた状態を示す斜視図である。

【図 3】図 2 に示したカラス接近防止具を構成する複数本の金属製の鎖と、この鎖をそれぞれ一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下げるために使用する固定具と、これらを実際の一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下げて固定する際に利用する第 1 の位置決めゲージと第 2 の位置決めゲージを示している。

【図４】図２に示したカラス接近防止具の複数本の金属製の鎖のそれぞれの吊り下げ位置とカラスの巣に対する相対的位置関係及び各金属製の鎖同士の相対的位置関係を示す説明図である。

【図５】図２及び図３に示した本実施形態とは異なる本考案に属する形態を示す図であって、図２及び図３における金属製の鎖の本数よりもより多くの本数を本考案に規定する所定の相対的位置関係で一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下げた状態を示す斜視図である。

【図６】図５とは異なる更なる本考案の変形例を示す図であって、図５よりも更に多くの本数の金属製の鎖を本考案に規定する所定の相対的位置関係で一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下

10

【考案を実施するための形態】

【００１７】

以下、本考案の一実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具１０（以下、「ツバメの巣のカラス接近防止具１０」又は単に「カラス接近防止具１０」とする）の構成について図面に基づいて詳しく説明する。図１は、一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１に作られたツバメの巣３０を建物の室内から出た側から見た斜視図である。

【００１８】

また、図２は、図１に示したツバメの巣３０の周囲に本実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具１０を取り付けた状態を示す斜視図である。また、図３は、図２に示したカラス接近防止具を構成する複数本の金属製の鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）と、この鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）をそれぞれ一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１に吊り下げるために使用する固定具２０１，２０２，２０３，・・・（２００）と、これらを実際に一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１に吊り下げて固定する際に利用する第１の位置決めゲージ３００と第２の位置決めゲージ４００を示している。

20

【００１９】

また、図４は、図２に示したカラス接近防止具１０の複数本の金属製の鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）のそれぞれの吊り下げ位置とツバメの巣３０に対する相対的位置関係及び各金属製の鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）同士の相対的位置関係を示す説明図である。

30

【００２０】

本考案の一実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具１０は、上述したように一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１に作られたツバメの巣３０にカラス９０が接近するのを阻止するツバメの巣のカラス接近防止具である。

【００２１】

即ち、一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１に作られたツバメの巣３０にカラス９０が接近するのを阻止すると共に、これによってツバメの巣３０の中にある孵化する前の卵や孵化した後のツバメ２０のヒナ２２がカラス９０から捕食されるのを防止するためにツバメの巣３０にカラス９０が接近するのを阻止することを特徴としている。

40

【００２２】

そして、本実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具１０は、少なくともカラス９０の頭から足先までの高さに相当する長さ以上の第１の長さを有する複数本の金属製の鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）と、これら複数本の金属製の鎖１０１，１０２，１０３，・・・（１００）の上端を一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面５１やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分５０の下面５１であってツバメの巣

50

30の周囲の所定位置に複数本の金属製の鎖101, 102, 103, …(100)をそれぞれ前記下面51から吊り下げた状態で固定するための固定具201, 202, 203, …(200)を有している。

【0023】

また、本実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具10は、第1の位置決めゲージ300を有している。第1の位置決めゲージ300は、図2及び図3に示すように、複数本の金属製の鎖101, 102, 103, …(100)のそれぞれとツバメの巣30の周囲との間の水平方向の距離が概ねツバメ20の親鳥21のくちばしから尻尾までの距離よりも長くかつカラス90のくちばしから尻尾までの距離よりも短い第1の間隔となるように、一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面51やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分50の下面51から金属製の鎖101, 102, 103, …(100)を吊り下げるべく固定具201, 202, 203, …(200)の取付け位置をこの下面51に位置決めするために使用するものである。

10

【0024】

また、本実施形態に係るツバメの巣のカラス接近防止具10は、第2の位置決めゲージ400を有している。第2の位置決めゲージ400は、図2及び図3に示すように、複数本の金属製の鎖101, 102, 103, …(100)のうち隣接する鎖101, 102, 103, …(100)同士の間隔が、ツバメ20の親鳥21が羽根をぶつけないツバメの巣30とその周囲の鎖101, 102, 103, …(100)の吊り下げ部分との間を出入りできると共に、ツバメの巣30にカラス90が近づこうとする際に複数本の鎖101, 102, 103, …(100)の少なくとも何れか1本がカラス90の羽根にあたってカラス90のそれ以上のツバメの巣30への接近を阻止する第2の間隔となるように、一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面51やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分50の下面51から金属製の鎖101, 102, 103, …(100)を吊り下げるべく固定具201, 202, 203, …(200)をこの下面51に位置決めするために使用するものである。

20

【0025】

なお、本考案者の知見によると、各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)の好ましい長さは50cm、第1の位置決めゲージ300は、各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)の取付け位置とこれと最も近いツバメの巣30の部分の距離が45cmとなる目安の長さを有しているのが好ましく、第2の位置決めゲージ400は、各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)同士の取付け位置の間隔が45cmとなる目安の長さを有しているのが好ましい寸法の一例と言える。

30

【0026】

各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)の長さが50cmあることと、第1の位置決めゲージ300及び第2の位置決めゲージ400がそれぞれツバメの巣30と金属製の鎖101, 102, 103, …(100)との間隔や隣接する金属製の鎖101, 102, 103, …(100)同士の間隔がそれぞれ45cmとなる目安で、一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面51やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分50の下面51において各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)を吊り下げるべく固定して取り付けることにより、ツバメ20の親鳥21が羽根をぶつけないツバメの巣30とその周囲の鎖101, 102, 103, …(100)の吊り下げ部分との間を出入りできると共に、ツバメの巣30にカラス90が近づこうとする際に複数本の金属製の鎖101, 102, 103, …(100)の少なくとも何れか1本がカラス90の羽根にあたってカラス90のそれ以上のツバメの巣30への接近を阻止することを本考案者により実証することができた。

40

【0027】

また、各金属製の鎖101, 102, 103, …(100)の長さが上述のような長さを有することで、カラス90は水平方向に特定の位置を保ったまま垂直方向に上昇するいわゆるホバーリングと呼ばれる飛び方ができない。

50

## 【 0 0 2 8 】

そのため、上述のように水平方向や斜め方向からカラス 9 0 がツバメの巣 3 0 に接近しようとしても、カラス 9 0 の羽根が複数本の金属製の鎖 1 0 1 , 1 0 2 , 1 0 3 , . . . ( 1 0 0 ) の少なくとも 1 本にぶつかって触れてしまう。そして、カラス 9 0 は、その特性上それ以上ツバメの巣 3 0 に近づくことができないことを本考案者により実証することができた。

## 【 0 0 2 9 】

カラス 9 0 は、鳥類の中でも非常に記憶力の良い鳥類として知られていることから分かるように、カラス 9 0 が自ら見つけて狙いを定めたツバメの巣 3 0 の中の孵化前の卵や孵化した後のツバメ 2 0 のヒナ 2 2 を捕獲しようとしても、以上の構成からも明らかのように、金属製の鎖 1 0 1 , 1 0 2 , 1 0 3 , . . . ( 1 0 0 ) に羽根の一部がぶつかることで、本能的にカラス 9 0 自身の危険性と不快感をそのツバメの巣 3 0 のある位置情報と共に正確に記憶にとどめるようになる。その結果、再びこのツバメの巣 3 0 に近づくことをあきらめさせることができる。これによって、居住者にとって極めて不快なカラス 9 0 の接近と仲間のカラス 9 0 の呼び寄せやその後のカラス 9 0 の定期的な襲来を効果的に阻止することができる。

10

## 【 0 0 3 0 】

また、カラス 9 0 が本考案に係るツバメの巣のカラス接近防止具 1 0 を周囲に設置したツバメの巣 3 0 に近づかないことによって、ツバメ 2 0 の親鳥 2 1 が卵をしっかりと暖めて確実に孵化させることができると共に、孵化した後のツバメ 2 0 のヒナ 2 2 のカラス 9 0 からの捕食を確実に防止しながらツバメ 2 0 のヒナ 2 2 のための餌を取りにツバメの巣 3 0 から頻繁に出入りすることができ、ツバメ 2 0 のヒナ 2 2 に定期的に十分な餌を与えてヒナ 2 2 の生育を助け、ヒナ 2 2 を全て若鳥として育ててその後の巣立ちを確実に行うことができるようになる。これに伴って、居住者は、不快なカラス 9 0 の鳴き声や接近に悩まされることなく、かつツバメの巣の中にある卵がカラス 9 0 に捕食されてしまうことを心配することなく、親鳥 2 1 に暖められて無事に孵化することを日頃心に留めておくことができ、卵が孵化してツバメ 2 0 のヒナ 2 2 がツバメの巣の中に新たな命として誕生することを心地よい期待感として持ち続けることができる。

20

## 【 0 0 3 1 】

また、ツバメ 2 0 のヒナ 2 2 が誕生した後に、不快なカラス 9 0 の鳴き声を聞くことなくヒナ 2 2 やその後に成長した若鶏の鳴き声のみを生活の中においてツバメ 2 0 の巣立ちまで 1 年の中の春から長きにわたって聞き続けることができるので、毎日の単調な生活の中に季節感を伴う朗らかなうおいの感情を持つことができ、日常生活をより充実させることが可能となる。

30

## 【 0 0 3 2 】

なお、本考案は、上述の実施形態に示した内容に限定されるものではない。具体的には、鎖や固定具、第 1 の位置決めゲージ、第 2 の位置決めゲージの形状、寸法、材質は本考案の作用を発揮し得る範囲内であれば適宜変更可能であることは言うまでもない。

## 【 0 0 3 3 】

例えば、上述の実施形態のような金属製の鎖の吊り下げ本数及び吊り下げ位置に限定されず、図 5 や図 6 に示すようなより本数の多い金属製の鎖の吊り下げ本数及び吊り下げ位置としても良い。また、建物の構造によってはツバメの営巣位置との関係から、より少ない本数でも有効である。

40

## 【 0 0 3 4 】

具体的には、図 5 は、図 2 及び図 3 に示した本実施形態とは異なる本考案に属する形態を示す図であって、図 2 及び図 3 における金属製の鎖の本数よりもより多くの本数を本考案に規定する所定の相対的位置関係で一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下げた状態を示す斜視図である。

## 【 0 0 3 5 】

50

また、図6は、図5とは異なる更なる本考案の変形例を示す図であって、図5よりも更に多くの本数の金属製の鎖を本考案に規定する所定の相対的位置関係で一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマンションのバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に吊り下げた状態を示す斜視図である。このような形態として本考案を実施することで、カラスがツバメの巣に接近するのをより効果的に防止することが可能となる。

【0036】

これに加えて、鎖はそれ自体吊り下げた状態で十分な重みを有していれば金属製以外の材質であっても構わない。また、固定具は、軒先の下面やバルコニー・ベランダの上側の張り出し部分の下面に金属製の鎖を吊り下げて固定した状態を維持できるものであれば、本実施形態の図面に示すようにねじ込み式のフックに限定せず、強固な接着剤で下面に接着

10

【0037】

また、第1の位置決めゲージ及び第2の位置決めゲージは、例えばその一方の面が剥離可能な粘着テープを貼り付けておいて、固定具を下面に取り付ける際にゲージを片手で下面に抑えつけながら固定具を下面に取り付ける代わりに、固定具だけを両手で下面の正確な位置に取り付けるのに役立つようにしても良い。

【0038】

また、金属製の鎖として、その線径3mmのものを本考案の考案者は使用した。このように、長さ $L_c = 50\text{ cm}$ 、幅 $L_d = 1.3\text{ cm}$ の金属製の鎖を用いることで、多少の風が吹いている通常の気象条件においても鎖が一戸建ての玄関やベランダの軒先の下面やマン

20

【0039】

しかしながら、上述したように本考案の各構成要素は、本考案の作用を発揮し得る範囲内であればこのような寸法関係に限定されるものでないことは言うまでもない。例えば建物の構造と営巣位置との関係によっては、第1の間隔 $L_a = 30\text{ cm} \sim 70\text{ cm}$ の範囲で、第2の間隔は $30\text{ cm} \sim 70\text{ cm}$ の範囲で本考案の作用を十分に発揮できることを本考案者は確認した。同様に鎖の長さについては、 $L_c = 30\text{ cm} \sim 100\text{ cm}$ 、鎖の幅については、 $L_d = 1\text{ cm} \sim 2\text{ cm}$ の範囲で本考案の作用を十分に発揮できることを本発明者は

30

【符号の説明】

【0040】

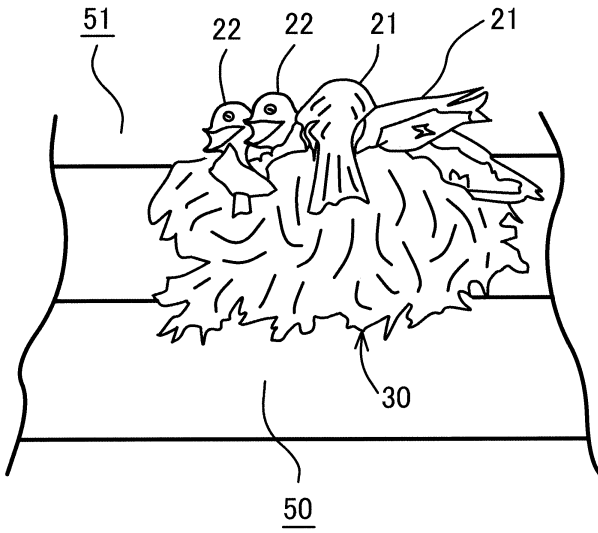
- 10 ツバメの巣のカラス接近防止具（カラス接近防止具）
- 20 ツバメ
- 21 親鳥
- 22 ヒナ
- 30 ツバメの巣
- 50 張り出し部分
- 51 下面
- 90 カラス
- 101, 102, 103, ... (100) 鎖
- 201, 202, 203, ... (200) 固定具
- 300 第1の位置決めゲージ
- 400 第2の位置決めゲージ

40

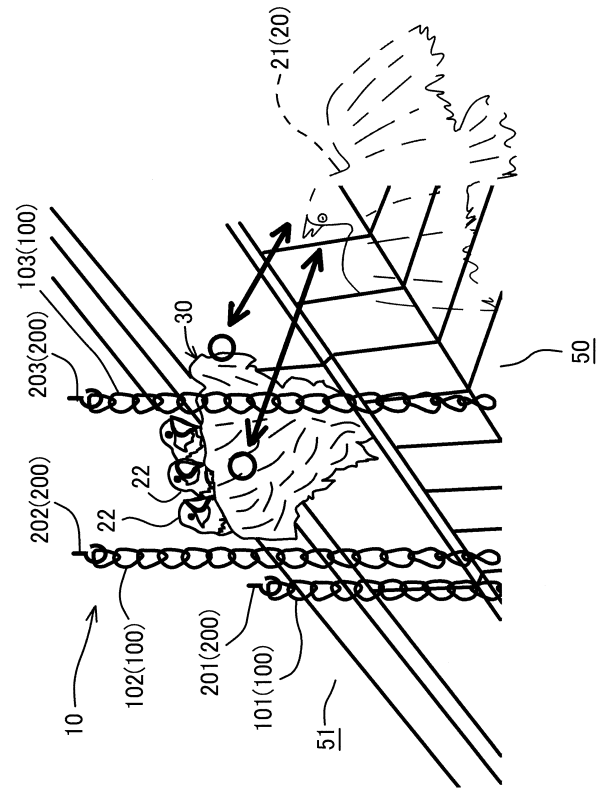


【 図 面 】

【 図 1 】



【 図 2 】



10

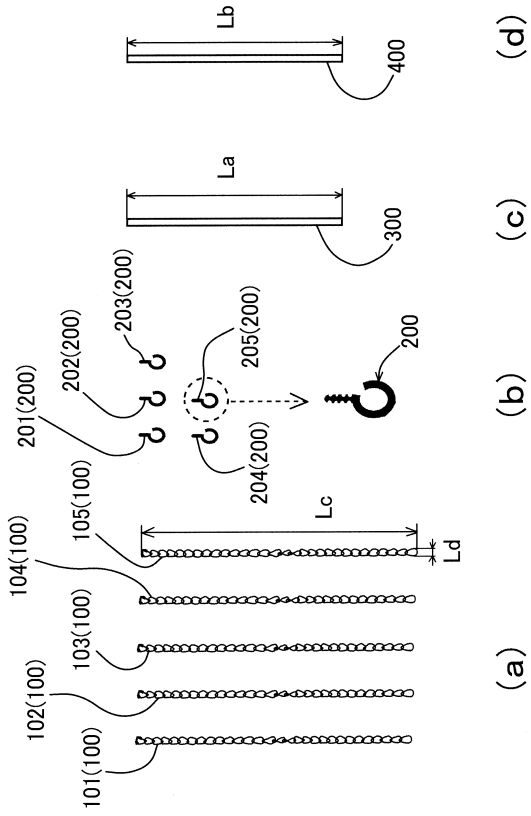
20

30

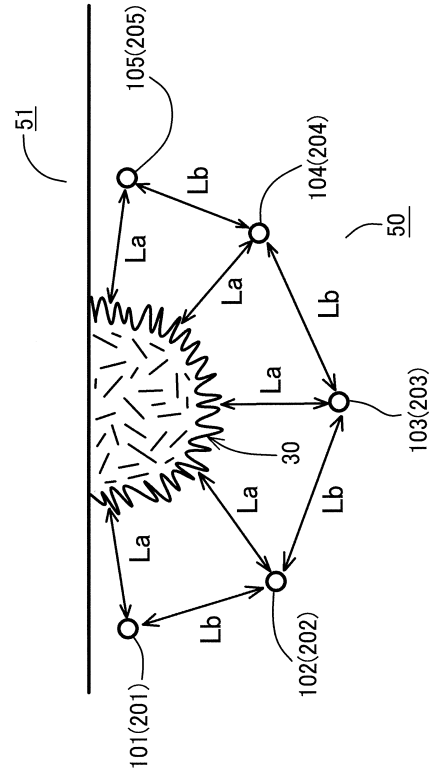
40

50

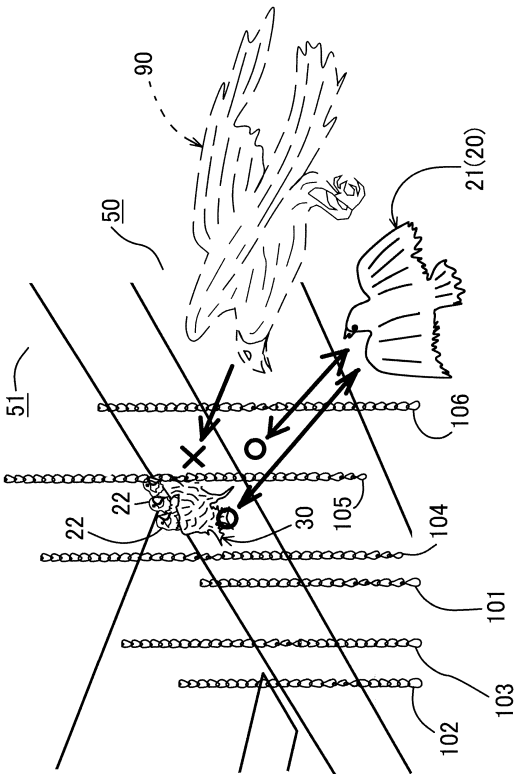
【 図 3 】



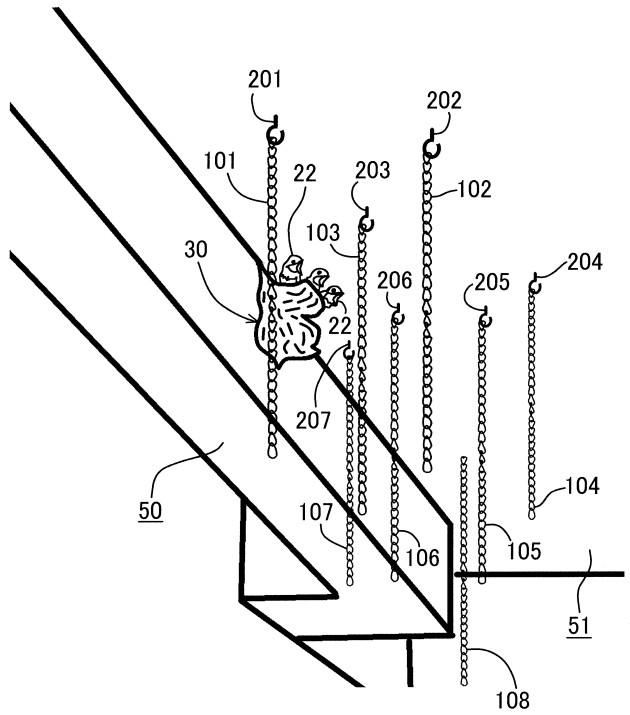
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



10

20

30

40

50